介護保険法に基づく介護保険事業所の指定の一部の効力停止処分について

令和4年12月から令和5年1月にかけて、有限会社エムユーが運営する介護保険事業所「デイサービス和み亭」を対象に介護保険法に基づく監査を実施した結果、運営基準違反が認められたため、令和5年9月1日から新規利用者の受入を3か月停止とする、指定の一部の効力停止処分を行います。

1 事業所概要

- (1) 事業所名 デイサービス和み亭
- (2) 事業所番号 1475601470
- (3) 所在地 川崎市麻生区金程2丁目17番14号
- (4) サービス種類 指定地域密着型通所介護
- (5) 指定年月日 平成25年9月1日
- (6) 事業者名 有限会社エムユー (横浜市磯子区杉田9丁目5番5号) 代表取締役 今渡 雅博
- (7) 利用定員 10人

2 経過

令和4年11月10日 運営基準違反疑義の通報を受け、運営指導を実施 令和4年12月16日 監査実施(令和5年1月26日まで計4回)

3 処分内容

- (1) 処分内容 指定の一部の効力を3月停止(新規利用者の受入停止)
- (2) 処分期間 令和5年9月1日から令和5年11月30日まで

4 処分の理由

確認した利用者6名のうち少なくとも1名に対し、令和4年1月12日から令和4年12月16日までの期間において、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(地域密着型通所介護計画)を作成せず、指定地域密着型通所介護のサービスの提供を行っていたこと。

【問合せ先】

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 山口

電話:044-200-3802